

山梨大学総合情報処理センター利用規程

制定 平成14年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学総合情報処理センター(以下「センター」という。)の利用に関して、必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 センターを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の教職員及び名誉教授
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が適当と認めた者

(利用の種類)

第3条 センターの情報処理システム及び学内ネットワークシステム(以下「YINS」という。)の利用は次のとおりとする。

- (1) 教育利用
- (2) 研究利用
- (3) 事務利用

(利用の手続き)

第4条 YINSを利用しようとする者は、所定の利用申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、利用経費が設定されている利用申請については、事前にその利用に係る経費を負担する者(以下「支払責任者」という。)の承認を得なければならない。

- 2 センター長は、前項の申請を承認したときは、利用に係る許可番号等(以下「利用許可番号等」という。)を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の承認の有効期限は、次のとおりとする。
 - (1) 教育利用の場合は、卒業・修了予定年度までとする。ただし、これを超えて利用する場合は、再度申請をしなければならない。
 - (2) 研究利用及び事務利用の場合は、当該年度限りとする。

第5条 YINSの利用を承認された者(以下「YINS利用者」という。)は、利用申請書に記載した事項について変更が生じた場合は、改めて承認を受けなければならない。

第6条 YINS利用者は、年度内にYINSを利用する必要がなくなったとき、又は利用許可番号等を紛失したときは、速やかにセンター長に届けなければならない。

(不正使用の禁止)

第7条 YINS利用者は、自己の利用許可番号等を他の者に使用させてはならない。

(利用時間の制限等)

第8条 センター長は、YINS利用者に対し、必要に応じ利用時間帯を制限し、又は指定することができる。

(データの管理)

第9条 YINS利用者は、情報処理システム内に蓄積したデータを自己の責任のもとに外部記憶媒体に保存し、保護・管理に努めなければならない。

(経費の負担)

第10条 支払責任者は、Y I N Sの利用にかかる経費を別表のとおり負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要と認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。

(利用承認の取消し等)

第11条 センター長は、Y I N S利用者がこの規程に違反したとき、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせるおそれがあるときは、利用の承認を取り消し、又は一定期間利用を停止させることができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関して必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

別表（第10条関係）

項 目		負 担 金	備 考	
情報処理 サーバ 利用料	shingen (Origin2000)	CPU使用料	0.05円/秒	
	kizan (SX-4B)	CPU使用料	0.05円/秒	
	ディスクファイル使用料		0.03円/MB・日	40MBを超える分について
	出力料(A3版カット紙)		4円/枚	
	同上(A4版カット紙)		3円/枚	
	同上(グラフィック端末用・モノクロ)		20円/枚	
同上(" カラー紙)		200円/枚		
同上(" OHP用カラーフィルム)		400円/枚		
学内教育研究ネットワーク利用料		85,000円/年	ATM基幹ネットワーク接続装置に直接接続する各ポートあたり	